

災害救助法による「区分所有マンションの応急修理」について

資料
3

対象者

以下の要件を満たす世帯が対象となる。

- ・ 災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと
 ※全壊の場合でも、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象
- ・ 災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと
- ・ 自ら修理する資力のないこと（半壊の方）

応急修理の範囲

地震の被害と直接関係があり、緊急に応急修理を行う必要がある日常生活に必要不可欠な部分が対象となる。

区分所有マンションの共用部分の応急修理についても、その部分が居住世帯の日常生活に必要不可欠なものであることが判断の基準である。

なお、基礎・柱・梁・戸境壁などの大規模な躯体の補修や、外部足場の設置を要する外壁の補修は対象外となる。

申込者

修理の範囲により、申し込みの単位は以下のとおりである。

- (1) 専有部分の修理
 住戸内の応急修理を実施しようとする世帯が、それぞれ申し込む。
- (2) 共用部分の修理
 共用部分の応急修理の対象世帯が、共同で申し込む。（各世帯からの委任を受けた管理組合理事長などが代表して申し込むことも可能。）

基準額

修理限度額は1世帯あたり57万6千円である。

同じ住戸に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなす。

専有部分と共用部分のいずれにも申し込む場合は、専有部分の応急修理に要する額と、共用部分の応急修理に要する額との合計が57万6千円を超えることはできない。

必要書類等

- ・ 住宅の応急修理申込書
- ・ 災害証明書（管理組合宛ておよび各世帯宛て、写し可）
- ・ 申込み世帯全員分の住民票
- ・ 申込み世帯の資力に関する申出書（半壊の場合）
- ・ 共用部分修理に関する管理組合の議決を証明する書類
- ・ 修理予定箇所がわかる図面
- ・ 被害状況がわかる写真

問い合わせ先

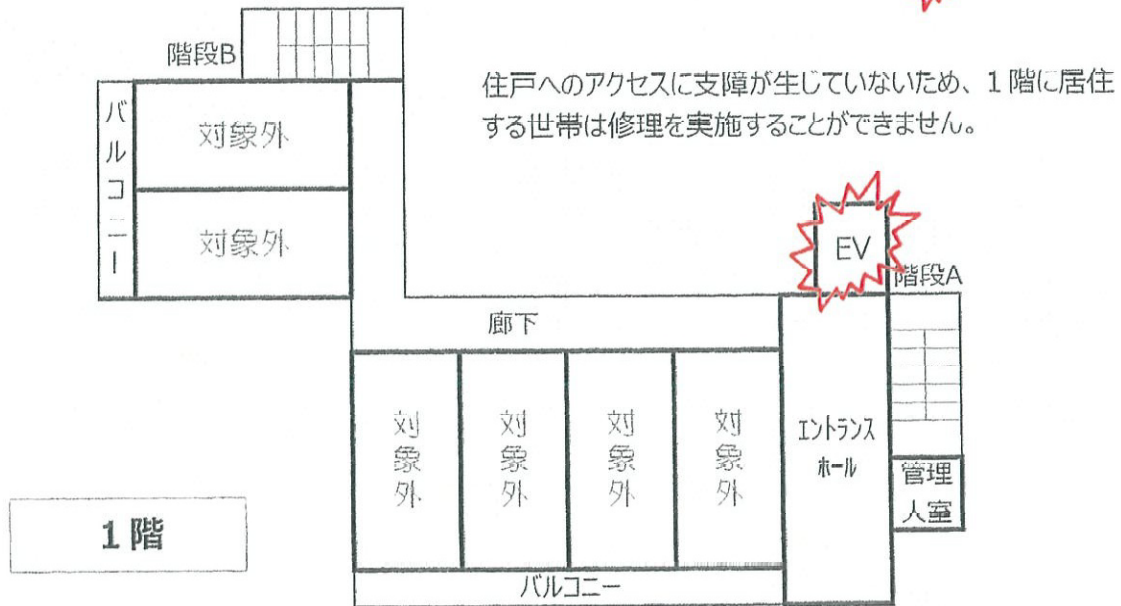
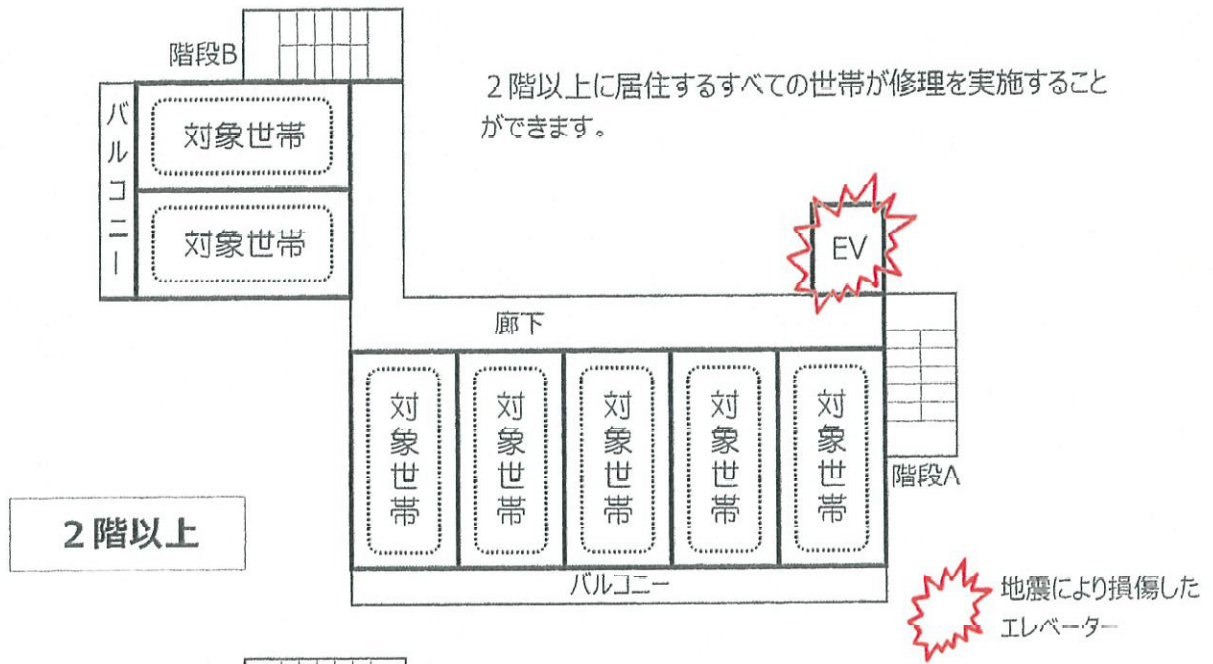
熊本市役所 営繕課 096-328-2573
 " 設備課 096-328-2450

受付窓口

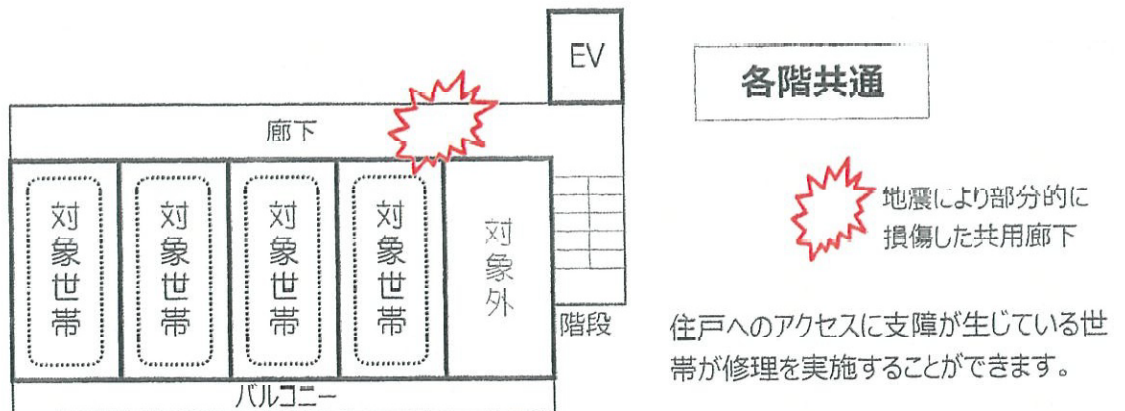
熊本市役所14階に臨時窓口を設置

対応時間は9時から16時まで（当分の間は土・日・祝日も対応）

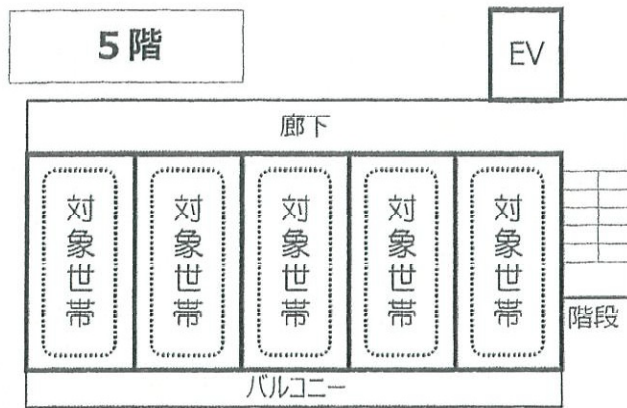
共用部分の修理を実施することが出来る世帯
エレベーター



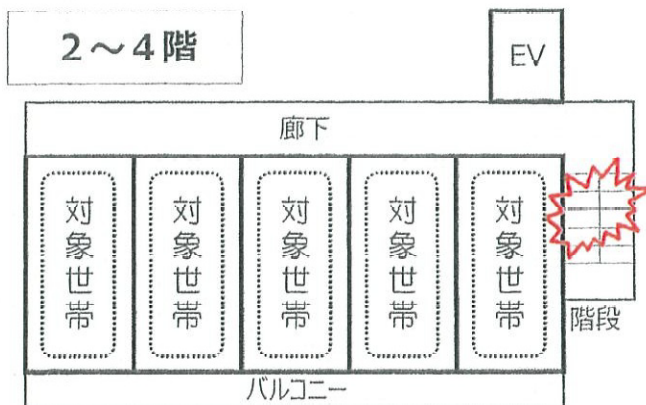
共用部分の修理を実施することができる世帯
共用廊下



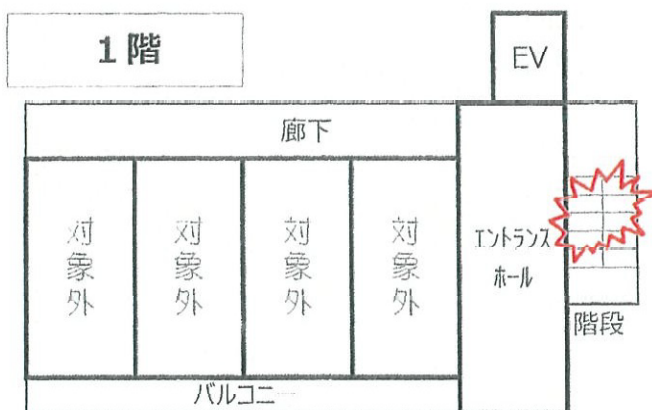
共用部分の修理を実施することができる世帯
共用階段



地震により部分的に
 損傷した共用階段

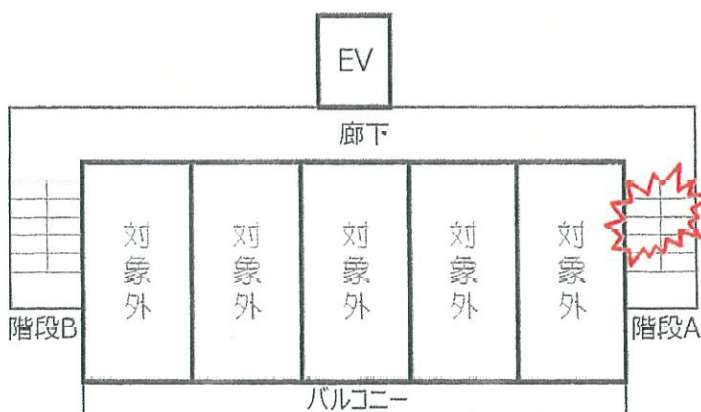


5階建てのマンションの、1～2階間、2～3階間、3～4階間の階段部分が損傷している。



住戸へのアクセスに支障が生じている2階以上に居住するすべての世帯が修理を実施することができます。

住戸へのアクセスに支障が生じていないため、1階に居住する世帯は修理を実施することができません。



左図のような場合、階段Aは損傷していますが、階段Bにより各住戸へのアクセスは確保できているため、階段Aの修理は制度の対象外となります。